

●香川県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和3年5月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和3年4月30日	吉田歯科医院	坂出市加茂町620番地21
令和3年5月2日	医療法人社団審美会 もり歯科矯正 歯科医院	木田郡三木町池戸3267番地4